

アジア・ビジネス・ネットワーク事業  
仕様書

1 委託業務名

アジア・ビジネス・ネットワーク事業

2 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 事業の目的

以下の（１）及び（２）により、海外と沖縄のビジネス交流を促進する

- （１）海外企業等が、県内において投資や立地、商取引を行おうとする際のサポート窓口を設置・運営すること
- （２）県内企業・団体等が、ビジネス拡大のため海外企業・団体等とネットワークを構築する取組を支援すること

4 業務内容

（１）コンシェルジュ業務

ア 海外企業等サポート業務

（ア）海外企業等による電話、メール、対面による相談に応じ、以下のサポート業務を実施

- a 県内の事業環境や、経済状況に関する情報提供
- b 投資や立地、商取引を開始するための手順等に関するコンサルテーション
- c 設立登記、査証（ビザ）、税制等に関するサポート
- d 県内事業者とのビジネスマッチング等に関するサポート
- e 事務所や土地等の不動産に関するサポート
- f 雇用労働に関する制度説明や人材確保に関するサポート
- g 口座の開設や融資等の金融に関するサポート
- h 国際物流ハブや各種インセンティブの紹介と活用サポート
- i 医療や教育など、生活一般に関するサポート
- j 通訳者の紹介など言語に関するサポート
- k その他県内でビジネスを行うにあたって必要となる情報提供及びサポート

（イ）投資等の具体化に向けた、県内視察アテンドや企業訪問

（ウ）関連するセミナーや商談会等との連携、連動した投資等の相談・サポート

（エ）サポート業務の品質向上を図るための「サポート業務マニュアル」の作成

（オ）個別のサポート状況の共有と連携、検証を行うための「サポート記録」の作成

(カ) サービス利用に関する注意事項や利用条件に関する説明と同意の確認

イ 海外企業支援に向けた連携構築業務

サポート業務の内容については、関係機関等との連携によってより高いサービスが提供できるものや、特別な知識やノウハウを要するものがあるため、関係機関や専門家との連携を推進し、県との関係構築についても必要に応じた支援を行う。特に以下の機関等とは緊密な連携関係を構築するとともに、適切な役割分担を行う。

(ア) 対日投資の総合的支援機関である日本貿易振興機構（ジェトロ）

（ジェトロ沖縄、ビジネスサポートセンター、海外事務所、対日投資部）

(イ) ビジネスコンシェルジュ東京や大阪外国企業誘致センターなど、他の自治体が運営する外国企業向け支援窓口

(ウ) 設立登記、査証、税制、商標等を支援するための、弁護士、司法書士、行政書士税理士等の専門家及び関係団体

(エ) 商工会議所、商工会、工業連合会等の事業者団体

(オ) 公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会等の不動産関係機関

(カ) 地元金融機関及び関係団体

(キ) 沖縄労働局等の労働関係機関

(ク) 国、市町村等のビジネス支援に関する関係機関

(ケ) 台湾、香港等における外国の海外展開支援機関

(コ) その他の関係機関及び専門家

ウ 情報収集業務

(ア) サポート業務に必要な情報収集

(イ) 県内で投資や立地や商取引を行おうとする際に必要となる情報や、これを支援するために必要な情報の調査レポート作成

エ 情報発信業務

(ア) 事業内容や県内ビジネス環境の多言語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字））による情報発信

(イ) 当該事業により設置する相談窓口の認知度向上に向けた、県内コンテンツ等を活用したウェブサイト、チラシ、パンフレット、その他コンテンツの作成及び改定

(2) 連携構築業務

平成 28 年度及び 29 年度の調査結果を踏まえ、以下の業務を実施すること。

ア 県内企業等サポート業務

海外企業等と連携しビジネス展開を図る県内企業等に対し、電話、メール、対面による相談に応じ、以下のサポート業務を実施

a 海外企業等の連携事例に関する情報提供

- b 海外企業等とビジネスネットワークを構築するためのアドバイス
  - c 県内企業が海外企業等とのビジネス連携協議を行う際の支援（現地アテンド含む）
- イ 県内企業等支援に向けた連携構築業務
- 以下の機関等を中心に、県内企業等の海外企業等とのビジネス連携支援に有用な関係機関や専門家との連携を構築する。
- (ア) 日本企業の海外展開支援機関である日本貿易振興機構（ジェトロ）  
（ジェトロ沖縄、ビジネスサポートセンター、海外事務所、対日投資部）
  - (イ) 商工会議所、商工会、工業連合会等の事業者団体
  - (ウ) 国、市町村等のビジネス、連携支援に関する関係機関
  - (エ) 外国の海外展開支援機関、各種経済団体
  - (オ) その他の関係機関及び専門家

ウ 情報収集業務

- (ア) サポート業務に必要な情報収集
- (イ) 海外の連携先における新たなビジネスネットワーク構築に向けた意向・課題の情報収集・把握
- (ウ) 県内県内の団体、企業における新たなビジネスネットワーク構築に向けた意向や課題の把握
- (エ) 平成 29 年度報告書に記載されている「県内企業の海外進出支援にかかる支援メニュー一覧」を更新するとともに、必要な情報を適宜収集する。

(3) 運営会議

個別案件の進捗状況や業務運営にかかる課題等に関する調整を行うため、関係者と定期的に（月 1 回程度）運営会議を開催する。

また、委託者の必要に応じ、適宜打合せを行うものとする。

5 業務体制

外国企業等との円滑なコミュニケーションを図るため、日本語、英語、中国語による会話、読み書きに対応できる 4 名以上の業務体制を構築する。

6 事業の目標

(1) コンシェルジュ業務

ア 相談を受けた外国企業数：60 社以上

イ サポート窓口において、沖縄への投資を検討するに至る企業数：12 社

(2) 連携構築業務

- ア 海外の連携先における新たなビジネスネットワーク構築に向けた意向・課題の把握：4件以上
- イ 県内の団体、企業における新たなビジネスネットワーク構築に向けた意向や課題の把握：8件以上
- ウ 県内企業等が海外企業等との連携協議に至った件数：2件以上

## 7 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

※契約の主たる部分

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ア 契約金額の50%を超えない業務
- イ その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

### (4) 再委託の承認

本契約書第7状第3項に定める簡易な業務とは以下のとおりとする。

※簡易な業務の範囲

- 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- 議事録作成、原稿・データの入力及び集計
- その他、県が簡易と決定した業務

### (5) その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任を含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを意味する。ただし、一般管理費の算定基礎から控除される再委託は、請負契約に係る経費は含まれない。

※一般管理費の算出（県基準を採用する場合）

（直接人件費＋直接経費－再委託費（※））×10%以内

※一般管理費の算出基礎となる再委託については、委任（準委任を含む）契約に係る経費であり、請負契約に係る経費は含まない。

## 8 事業の成果品及び知的財産権

(1) 業務の完了に際し、次の成果品を作成し、沖縄県に提出すること。

事業報告書 1部

CD媒体 1枚（PDF－テキスト形式）

※事業報告書の内容は県と事前に調整すること

(2) 知的財産権

当該成果品の著作権等の知的財産権は沖縄県に帰属する。

本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

沖縄県の許可を受けないで、他に公表、貸与、使用してはならない。

## 9 その他留意事項

受託者は、事業の実施に当たっては、委託者である沖縄県と適宜協議を行うものとする。